

令和4年度福祉介護等処遇改善加算取得状況の公開②

社会福祉法人新潟地区手をつなぐ育成会

1 福祉・介護職員等の特定処遇改善加算の取得状況

当法人では、福祉介護職員処遇改善を取得し賃金の改善に努めております。これに加え、福祉の勤務年数が10年以上の職員：経験・技能のある障害福祉人材（aグループ）及び他の障害福祉人材（bグループ）の職員に対し、特定処遇改善加算Ⅰを取得し、更なる処遇改善を実施しております。

（1）福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの取得

- ・あすなろ福祉園
- ・福祉事業所つばさ
- ・青山ファクトリー
- ・福祉事業所ハーモニー
- ・福祉事業所いしやま
- ・共同生活援助事業所ポルカ

（2）福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの取得

- ・共同生活援助事業所カノン

2 ベースアップ加算の取得状況

令和4年2月～9月に福祉介護職員に対し、一人当たり平均9,000円の賃上げ相当額が支給される臨時特例交付金の申請を行いました。処遇改善加算の対象となっていない職員への支給が可能となっておりますので、当法人においては今まで処遇改善手当の対象となっていなかった看護職員・サービス管理責任者等への支給を行います。支給方法は、毎月の手当として支給します。

臨時特例交付金の交付期間が9月で終了することに伴い、10月からベースアップ加算が創設されましたので処遇改善計画書を提出しました。引き続き、特例交付手当として支給いたします。

3 キャリアパス要件

職員の資質向上のための取り組みとして支援スキルの評価を行い、研修計画を策定し外部研修の機会を確保し研修のための受講料・交通費を負担しています。新人職員には、先輩職員による指導を丁寧に行うエルダー・メンター制度により職場定着を図ります。

資格や経験年数により昇給する仕組みになっています。

資質の向上

- ・強度行動障害支援者養成研修への積極的参加・ミュージックケア研修の受講・チームリーダーのリスクマネジメント研修や苦情解決研修の受講
- ・専門書籍の購入及び専門的知識の習得のための県外研修への参加
- ・チームリーダーのリスクマネジメント研修

労働環境・処遇の改善

- ・ご利用者の環境（個別ブース）を変えることによる職員負担の軽減
- ・職員の業務災害保険への加入で入院や怪我の通院に対応
- ・育児休暇の取りやすい環境・子育てと仕事の両立のための育児休業制度の充実
- ・職員の健康診断及びインフルエンザ予防接種
- ・職員休憩室を各事業所に順次設置

その他

- ・障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成の見える化
- ・非正規職員から正規職員への登用